
IX 障がい等を有する志願者との事前相談について

障がい等を有する志願者で、受験上及び修学上の配慮を必要とする方は、出願前に下記の内容を記載した申請書（様式は任意）と必要書類を添付の上、学務部入試課に送付し相談してください。

なお、本学では、学生支援室を設置して、障がい等のある学生及び障がい等のある入学志願者への支援を行っています。

* 申請書の内容

選抜種別

志願学部・学科（コース・分野・専攻）

障がいの種類・程度

受験上の配慮を希望する事項

修学上の配慮を希望する事項

出身学校等でとられていた配慮

日常生活の状況

連絡先（氏名、電話番号、住所、出身高校）

* 必要書類

医師の診断書

大学入学共通テスト受験上の配慮事項決定通知書（写）（大学入試センターに申請し通知書が手元にある者）

相談の時期

申請される場合は、所定の出願開始日の1週間前までに申請書を提出してください。

なお、相談の内容によっては、本学の試験までに対応できず、配慮を希望される措置が講じられない場合がありますので、可能な限り早めに相談してください。

また、期限後に本学を志願することとなった場合及び不慮の事故等により障がい等を有することとなった場合は、その時点で速やかに相談してください。

受験上の配慮の一例

- ・ 試験時間の延長
- ・ 1階又はエレベーター利用可能な試験室で受験
- ・ 多目的トイレに近い試験室で受験
- ・ 座席を最前列／最後列／出入口付近等に指定
- ・ 別室の設定
- ・ 補聴器又は人工内耳の装用
- ・ 特製机・椅子の持参使用
- ・ 車椅子の持参使用
- ・ 杖の持参使用
- ・ 拡大文字問題冊子の配布
- ・ 注意事項等の文書による伝達
- ・ 試験場への乗用車での入構
- ・ 試験室入口までの付添者の同伴